

平成24年 4 月 23 日
警 察 庁

電車内の痴漢防止対策の推進

1 現状
電車内における痴漢事犯等の推移（全国）

罪 種		認知・ 検挙別	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	増減		
								数	率(%)	
強制わいせつ		認知件数	7,664	7,111	6,688	7,027	6,870	-157	-2.2%	
		うち 電車内	認知件数	438	413	340	302	298	-4	-1.3%
		電車内の 前年対比	増減数	18	-25	-73	-38	-4		
			増減率	4.3%	-5.7%	-17.7%	-11.2%	-1.3%		
迷惑防止条例違反 (※1 卑わい行為)		検挙件数	6,724	6,324	6,521	6,785	7,032	247	3.6%	
		うち 痴漢行為	検挙件数	4,515	4,041	3,880	3,686	3,679	-7	-0.2%
		痴漢行為の 前年対比	増減数	334	-474	-161	-194	-7		
			増減率	8.0%	-10.5%	-4.0%	-5.0%	-0.2%		

※1 迷惑防止条例違反の卑わい行為とは、痴漢行為、盗撮行為、のぞき見、その他の卑わいな言動の合計。

※2 迷惑防止条例違反(卑わい行為)の数値には、電車内の区分はなく、総数のみを計上。

2 対策推進状況

- (1) 痴漢防止に係る研究会の報告書に基づく取組
警察庁では、有識者等から構成される研究会を設置し、検討の結果を平成23年 3 月、「電車内の痴漢撲滅に向けた取組みに関する報告書」に取りまとめ、その内容を踏まえた取締り・警戒の強化、適正捜査の推進、関係機関と連携した広報啓発活動等を推進している。
- (2) 痴漢対策強化期間の実施
- ア 6 月 6 日から10日までの間
- 警視庁、埼玉、千葉、神奈川の 4 都県警察
 - 電車内の痴漢等検挙 84件84名
- イ 10月24日から28日までの間（京都府警は10月16日から20日までの間）
- 上記 4 都県警察に愛知、京都、大阪、兵庫を加えた 8 都府県警察及び鉄道事業者等（※）
〈内容〉
 - ・ 鉄道事業者等と連携した痴漢撲滅イベントの実施
 - ・ 大学、専門学校、高校等における痴漢被害防止教室の実施
 - ・ 痴漢対策や被害相談窓口を記載した啓発チラシ等の配布
 - 電車内の痴漢等検挙 86件86名
- ※ 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、(社)日本民営鉄道協会、(社)公営交通事業協会(東京都交通局、大阪市交通局等)、その他の実施地域所在の関係事業者（計 2 5 社 6 局）

3 今後の予定

鉄道事業者等との協働の取組を一層強化し、抑止、検挙の両面の取組を推進。

